

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日には、
の翌日)

告示

鳥取県告示第百五十七号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月十一日から施行する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石破二朗

別表を次のように改める。

別表

宮城県遠田郡	同県名取郡	栃木県芳賀郡	東京都江戸川区	山梨県東八代郡	同県北巨摩郡	徳島県板野郡	熊本県熊本市	同県下益城郡
同県阿蘇郡	同県菊池郡							

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改

正

家畜伝染病予防法による肝てつ検査の実施

飼料の分析検査の概要

◇選管告示

選管管理委員会の招集

◇正

消防設備士試験の実施

誤 昭和四十四年二月鳥取県告示第二百四十四号中訂正

鳥取県告示第百五十八号

西桂見土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事

石

破

二

朗

鳥取県告示第百五十九号

羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（羽合浜地区畠地かんがい）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月六日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

別表を次のように改める。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（美好地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十一号
赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（松ヶ谷地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十二号
赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（松ヶ谷地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十三号
家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症予防のため
二 實施する区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
 五 檢査の方法 皮内反応及び虫卵検査

別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十六日	大栄町	西高尾、東高尾、上種、亀谷検診場
"	東伯町	上伊勢、美好、上光好
三月二十七日	大栄町	妻波、大谷、由良別所
"	赤崎町	倉坂、上郷農協、下法万
三月二十八日	八幡、笠津、梅田	" " "
"	浅井、郡家、金屋	" " "
閑町		

鳥取県告示第一百六十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一
 条第一項の規定に基づき昭和四十三年十二月に収去した飼料の分析検査の
 概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石破二朗

登録館料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登録 番 号	検査結果				収去年月日 その他の特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料成鶏用16S号マッシュ	5,156	16.0 16.4	3.5 4.7	7.0 3.0	11.0 9.3	昭和43年12月24日
神戸市舊合区小野浜町1の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 くみあい標準配合飼料成鶏用完全配合飼料	3,429 4,552	14.0 17.0	3.0 3.0	7.0 6.0	10.0 9.0	昭和43年12月24日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社米子営業所
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 マルマス印完全配合飼料成鶏用タカラマッシュ	5,311	17.0 17.9	3.0 3.6	7.0 3.2	11.0 9.3	昭和43年12月25日 鳥取市富安 中村産業株式会社
倉敷市水島海岸通り3丁目3 丸紅飼料畜産株式会社水島工場 マルベニ印完全配合飼料成鶏育成用ベニフレッジ	4,912	15.0 16.1	3.0 3.9	7.0 3.1	11.0 10.6	昭和43年12月25日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社
小鴨市泰田町沖中曾根3980の2 全国酪農業協同組合連合会関西工場 乳牛用完全配合飼料全脂2号	5,375	16.0 18.4	2.0 3.2	10.0 5.5	10.0 7.9	昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保37番地 大山乳農業協同組合
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料成鶏用1号	5,555	17.0 17.5	3.0 4.0	5.0 5.3	8.0 5.7	昭和43年12月26日 米子市昭和町 経済運米子支所倉庫
くみあい標準配合飼料成鶏用1号 くみあい標準配合飼料成鶏用17S号マッシュ	3,943 5,158	14.0 17.1	3.0 3.5	7.0 7.0	9.0 6.5	
(備考) 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。 收去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を收去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において收去したことを示す。						

00981

(第三種郵便物認可)

第4018号

県 取 貿 春

日曜火

昭和44年3月11日

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 分	検査結果					取扱年月日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分		
境港市外江町3745番地の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	17.0 17.4	3.0 3.4	7.0 3.1	11.0 7.1		昭和43年12月24日
くみあい配合飼料種飼用1号 くみあい配合飼料乳牛用山陰特号	表	15.0 15.1	2.0 3.9	11.0 7.4	10.0 8.4		
くみあい配合飼料肉牛用3号 くみあい配合飼料種豚用	表	12.0 14.0 14.5	2.0 2.0 2.9	8.0 4.2 9.0	8.0 7.9 9.0		
神戸市兵庫区川中町43の16 丸紅飼料畜産株式会社神戸工場							昭和43年12月25日 鳥取市打東品治町15番地 鳥取丸紅飼料畜産株式会社
マルベニ印完全配合飼料成飼用ハイレイヤー	表	16.0 16.4	4.0 4.2	5.0 3.8	11.0 10.8		
名古屋市港区潮見町5の15 リノール油脂株式会社神戸工場							昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保37番地 大山乳業農業協同組合
脱脂大豆		46.0			5.6		
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場							昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保37番地 大山乳業農業協同組合
牛用伯爵大山号							
鳥取県境港市外江町3745番地の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	17.0 18.0	1.5 2.0	12.5 11.4	10.0 8.5		昭和43年12月26日 米子市昭和町 経済連米子支所倉庫
くみあい配合飼料種豚用							

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等及び表示票を附した飼料を示し、空白はそれ以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」及び「以下」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したこと示す。

選挙管理委員会公示

鳥取県選挙管理委員会公示

昭和44年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり召集する。

昭和44年3月11日

鳥取県選挙管理委員会公報

- 1 試験の場所
 - (ア) 筆記試験　昭和44年4月22日又は23日のうち筆記試験結果通知書によつて通知する日時
 - (イ) 実技試験　鳥取市東町1丁目305番地　自衛会館大会議室
- 2 試験の種類
 - ア 甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」という。）
 - イ 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）
- 3 受験できる種類及び指定区分の数は制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一しか受けることができない。

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

ア 受験願書の受付期間

昭和44年3月14日から昭和44年3月19日まで（郵送の場合は、昭和44年3月19日までの日付けの消印のあるものは有効とする。）

- イ 受験願書の提出先
 - ウ 鳥取市東町1丁目220番地　鳥取県総務部地方課消防係
- ウ 提出書類等
 - (ア) 受験願書

- 1 試験の日時及び場所
 - ア 試験の日時
 - (ア) 筆記試験　昭和44年3月25日前9時から

(ア) 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4

センチメートルの正面と半身像のもので、その裏面に撮影年月日、
氏名及び年令を記載したもの

(乙) 受験手数料及びその納付方法

a 受験手数料

甲種試験	1,500円
乙種試験	1,000円

b 納付方法

a に記載する金額に相当する鳥取県收入証紙を受験願書の手数
料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

c 既納の手数料は、申込みを取消し、又は受験しなかつた場合で
も返還しない。

5 その他

ア 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求するこ
と。

イ その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

正 鳥取県公報

昭和四十四年三月一八日 生田比々石井 生田比々石井
七百三十四番地 七百三十四番地
佐藤徳治 梅奥谷 六百三十一番地